

平成 2 7 年第 6 回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 (開会)

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日 (閉会)

## 日程第5 議案第1号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） お渡ししてあります第6回上小阿仁村議会定例会提出予算案関係議案になります。1ページであります。

議案第1号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算

平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算案は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,196万8,000円とするものでございます。

8、9ページをご覧ください。補正予算の主なものをご説明いたします。

歳入であります。

13款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金168万9,000円の追加であります。これは2節 保険基盤安定負担金で、国保特別会計に繰り出す保険基盤安定制度の国負担分で、額の確定によるものです。

14款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金117万8,000円の追加であります。主に2節 保険基盤安定負担金91万円の追加によるもので、これは国保会計に繰り出す保険基盤安定制度の県負担分で、額の確定によるものです。

19款諸収入 4項雑入 4目雑入834万円の追加であります。2節雑入 後期高齢者医療療養給付費返還金327万2,000円の追加です。後期高齢者医療療養給付費の26年度分清算による返還金でございます。

10、11ページをご覧ください。

同じく雑入。森林保険保険金506万8,000円の追加です。雪害による村有林杉被害木の保険金でございます。

12、13ページをお開きください。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 11目地域公共交通費169万円の追加でございます。これは19節負担金補助及び交付金、バス路線維持費でございます。バス会社の方から補助金の実績見込みが示されたことによる追加でございます。14目財政調整基金費319万3,000円の追加でございます。29節積立金に財政調整基金積立金として追加するものであります。

2款総務費 2項徴税费 1目税務総務費130万7,000円の追加でございます。人事異動による人件費でございます。

14、15ページをお願いします。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費315万9,000円の追加でございます。これは19節負担金補助及び交付金の高齢者世帯等除雪費助成金でござ

ざいます。高齢者世帯等に上限3万円を除雪費の2分の1を助成する要綱により追加するものでございます。2目国民健康保険費396万円の追加でございます。28節繰出金 国民健康保険基盤安定繰出金346万4,000円が主な追加であります。これは金額の確定によるものでございます。6目障害者福祉費262万3,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料 障害者福祉サービス費返還金255万3,000円が主な追加で、これは前年度分精算によるものでございます。

18、19ページをお開きください

4款衛生費 3項診療所費 1目診療所費112万9,000円の減額でございます。これは28節繰出金で国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金でございます。人事異動による人件費減によるものでございます。

6款農林水産業費 2項林業費 3目造林費737万3,000円の減額でございます。13節委託料 村有林賦存調査委託料828万4,000円の減額が主な内容でございます。これは民有林の潜在的な事業量等を調査するための費用で、当初、地方創生の先行型交付金事業として見込んでおりましたが、不採択となったことによる減額でございます。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費330万3,000円の追加でございます。7節賃金 臨時運転賃金108万1,000円の追加でございます。これは大型ロータリ車安全運行のための助手賃金分として64万8,000円とミニローダの運行を民間委託から直営に変更するため必要となる運転手賃金43万3,000円の追加でございます。13節委託料172万2,000円の追加。道路除排雪委託料に172万2,000円の追加でございます。これはミニローダの運行を民間委託から直営に変更することにより108万6,000円を減額する。県と集落内の除雪を住民方々に委託する新たな除排雪体制度に係る経費280万8,000円でございます。

9款消防費 1項消防費 2目常備消防費609万5,000円の減額でございます。13節委託料 常備消防委託料579万6,000円の減額が主な内容です。これは北秋田市に委託している消防事務委託料の前年度分精算による減額でございます。

20、21ページをご覧ください。

10款教育費 1項教育総務費 3目教育振興費264万円の減額でございます。これは21節貸付金 奨学金貸付金の減額です。今年の貸付の実績によるものでございます。10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費161万円の追加でございます。これは15節工事請負費 小中学校防犯カメラ設置工事の92万9,000円が主な追加でございます。今年度、北秋田警察署と学校警察連絡連携制度による契約を提携したこと等により、警察署から防犯カメラの設置要請等がありましたので、学校に防犯カメラ2台を設置するものでございます。2目教育振

興費 108 万 9,000 円の追加でございます。これは 18 節備品購入費 教材備品の購入費用の追加でございます。平成 28 年度の教科書改訂に向けて、教師用教科書、指導書を新規に購入するものでございます。

22、23 ページをお願いします。

最後に 14 款予備費 1 項予備費 1 目予備費に 400 万円を追加しております。

議案第 1 号については、以上でございます。

よろしくごお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 6 議案第 2 号～日程第 10 議案 7 号まで上程・付託

○議長（小林信） 日程第 6 議案第 2 号 平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 10 議案第 6 号 平成 27 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、5 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤清治） 同じく 27 ページをお開き願います。

議案第 2 号 平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 960 万 4,000 円を追加、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 8,959 万 1,000 円とするものであります。

内容につきましては 34、35 ページをお開き願います。最初に歳入の方から説明いたします。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 360 万 4,000 円の補正となります。1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分として 8 万 6,000 円の補正であります。2 節保険基盤安定繰入金、保険者支援分として 337 万 8,000 円の補正となっております。5 節財政安定化支援事業繰入金 14 万円の補正となっております。これはいずれも基準額が確定したことによる補正となります。

9 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 600 万円の補正であります。これは平成 26 年度精算による療養給付費の負担金の返還金分として補正するものであり

ます。

次のページをご覧ください。歳出になります。

2款 1項 1目一般被保険者療養給付費、補正額 488万5,000円。これは療養給付費の実績見込みによる補正であります。2款 2項 1目一般被保険者高額療養費 187万2,000円の補正であります。これは高額療養費の実績見込みによる補正となります。

6款 1項 1目介護納付金 315万3,000円の減額であります。これは介護納付金の納付額が確定したことによる減額補正となります。

11款 1項 3目償還金 560万円の補正となります。これは平成26年度精算による療養給付費負担金の返還金の補正となっております。

次のページをご覧ください。

12款 1項 1目予備費 40万円の補正であります。これは基金繰入分の差額を予備費として補正したものであります。

以上です。

○議長（小林信） 診療所事務長。

○診療所事務長（河村良満） 同じく41ページでございます。

議案第3号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,071万3,000円とするものでございます。

内容につきましては48ページをご覧くださいと思います。歳入であります。

3款 1項 1目繰入金であります。一般会計繰入金を112万9,000円減額するものでございます。

50ページをお開き願います。歳出であります。

1款 1項 1目一般管理費であります。2節、3節、4節とも人事異動に伴う減額であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 杉風荘施設長。

○杉風荘施設長（小林雄幸） 同じく議案書55ページをお開きください。

議案第4号 平成27年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第2号）であります。

平成27年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定

めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

59、60 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 75 万 9,000 円の追加であります。これにつきましては、人事異動による給料、職員手当等の関連でございます。

3 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目財政調整基金積立金 75 万 9,000 円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 同じく 64 ページをお開き願います。

議案第 5 号 平成 27 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 6,983 万円とするものであります。

内容につきましては、71、72 ページをお開き願います。最初に歳入の方から説明いたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 21 万円の補正であります。これは介護給付費の特定入所サービス費の実績見込みによる補正となっております。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 21 万円の減額であります。これは介護給付費の施設分の実績見込みによる減額補正となっております。

7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金 6 万 8,000 円の補正であります。これはその他一般会計繰入金として人件費分の補正であります。

次のページをご覧ください。歳出になります。

2 款 1 項 1 目介護サービス給付費 420 万円の減額であります。これは施設介護サービス費の実績見込みによる減額の補正であります。

2 款 5 項 1 目特定入所者介護サービス費 420 万円の補正であります。これは特定入所者介護サービス費の実績見込みによる補正であります。

3 款 1 項 1 目介護予防事業費。補正額はありません。これについては、介護保険法の改正に伴い説明項目の名称を変更する必要があるため、歳出の予算

を組み替えしたものであります。事業内容については、変更はありません。介護予防事業委託料を25万円減額し、介護予防・日常生活サービス事業委託料として25万円を追加したものであります。2目包括的支援・任意事業費6万8,000円の補正であります。3節、4節は人件費の補正であります。13節委託料については、補正額はありませんが、これも介護保険法の改正により歳出の予算の組み替えを行ったものであります。

介護保険については、以上です。

次に78ページをお開き願います。

議案第6号 平成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予選補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,976万5,000円とするものであります。

内容につきましては、85、86ページをお開き願います。最初に歳入であります。

3款 1項 1目一般会計繰入金35万8,000円の補正であります。保険基盤安定負担金の額が決定したことによる補正となります。

次のページをお開き願います。歳出になります。

2款 1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金35万8,000円の補正であります。これは保険基盤安定負担金の額が決定したことに伴う納付金の補正となっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(小林信) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第6号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第7号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第11 議案第7号 上小阿仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 第6回上小阿仁村議会定例会提出議案をご覧ください。1ページをお開きください。

議案第7号 上小阿仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

上小阿仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、別記のとおり提出いたします。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、内部利用及び独自事務に必要な条令を制定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

2、3ページをご覧ください。

第1条は条例で趣旨を、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定めることとしています。

第2条は用語の定義でございます。

第3条の村の責務では、村は個人番号の利用及び特定個人情報を適切に取り扱わなければならないとしております。

第4条の個人番号の利用範囲では、3ページの別表第1、左の欄の村長及び教育委員会が右側の欄にある事務を処理するために、個人番号を利用できること。

次に4ページの別表第2、左側の欄の村長が中央の欄の事務を処理するために、村が保有する右の欄の特定個人情報を利用できること。そして、番号法の法律にある別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、自ら保有するものを利用できることを主な内容として規定しております。

第5条の特別個人情報の提供。これについては教育委員会が村長に対し、4ページの別表第3の事務欄に掲げる事務を処理するため、右欄の特定個人情報を求めた場合に提供をできることが規定されております。

附則として、この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。



**日程第 12 議案第 8 号 上程・付託**

○議長（小林信） 日程第 12 議案第 8 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 同じく 5 ページをお開き願います。

議案第 8 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由

平成 27 年 9 月 30 日に地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、条例の一部を改正する条例の改正が必要なため、この条例案を提出するものであります。

内容については、次の 6 ページになります。

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

この一部改正条例は、平成 27 年 5 月 1 日に開催の臨時議会で改正した平成 28 年 1 月 1 日施行予定の村税条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、用語の意義を規定している第 2 条第 3 号及び第 4 号を改正して追加した法人番号についての規定を削除し、新たに村民税や固定資産税等についての関係条文に法人番号についての説明規定を追加する改正となっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

**日程第 13 議案第 9 号～日程第 14 議案第 10 号 上程・付託**

○議長（小林信） 日程第 13 議案第 9 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についての件と、日程第 14 議案第 10 号上小阿仁村営住宅管理条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（武石晋） 7 ページをお開きください。

議案第 9 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由ですが、村営住宅の用途廃止に伴い、別表の内容の改正が必要であるため、この条例案を提出するものでございます。

8 ページをお開きください。

小沢田向川原団地の3戸と2戸、これを2戸、2戸廃止しましたので、1戸にするものでございます。

次、9 ページをご覧ください。

議案第 10 号 上小阿仁村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村営住宅管理条例の一部を改正する条例について別表のとおり提出するものでございます。

提案理由

公営住宅法施行令第 6 条の改正に伴い、条例の改正が必要であるため、この条例案を提出するものでございます。

10 ページをお開きください。

上小阿仁村営住宅管理条例の一部を、次のように改正するものでございます。

内容につきましては、入居者の心身の状況又は世帯構成、地域内の住宅事情、その他の事情を勘案し、入居の際の収入の上限として政令で定める金額 25 万 9,000 円に改正するものでございます。これによりまして、村営条例の上限額 21 万 4000 円を 25 万 9,000 円に改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 9 号と議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 15 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 15 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

14 時 55 分 散会